

平素より、本学会にご協力いただきまして誠にありがとうございます。  
次期代議員改選を控え、今年度は令和5～6年度を任期とする代表理事、理事、  
監事および代議員の役員選挙を、下記の日程で実施致します。

なお、令和4年6月5日の社員総会にて、一般社団法人日本家族心理学会役員選挙規程第2条に従い選挙管理委員会が組織され、喜多見学、田附あえか、大野祥子の3名が選挙管理委員に委嘱されました。

会員の皆様におかれましては、選挙実施日程をご確認いただき、住所・所属・氏名等の変更がある方は、8月末日までに学会事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

## 選 挙 公 示

令和4年7月吉日

会 員 各 位

第4期役員選挙管理委員会  
委員長 喜多見 学

### 一般社団法人 日本家族心理学会 第4期役員選挙日程

令和4年	7月中旬	役員選挙実施日程の公示
	9月上旬	選挙人及び被選挙人名簿送付 代議員および監事候補者の推薦受付開始
	10月中旬	代議員および監事候補者の推薦受付終了
	10月下旬	代議員および監事候補者名簿の公示
令和5年	12月中旬	投票用紙の送付、投票受付開始
	2月上旬	投票締切 開票
	3月上旬	代議員の互選による理事および代表理事 選挙の実施
	4月上旬	当選者・補欠者の確定と公示

### ※会費未納による選挙権喪失について

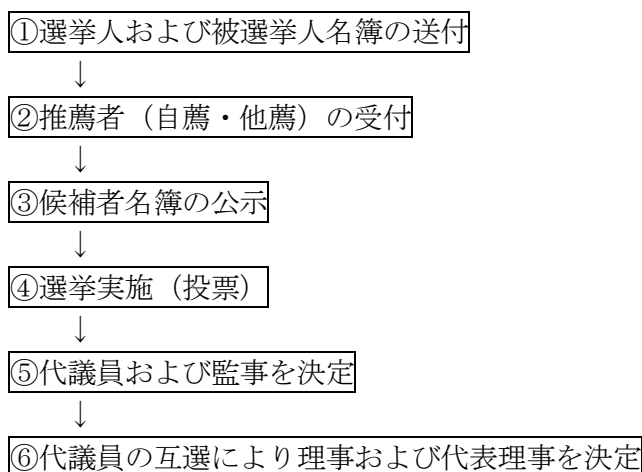
選挙権及び被選挙権は、選挙が実施される前年度の正会員（一般会員、減額会員、学生会員）が有するものになります。よって令和3年度までの会費納入が確認できている会員にのみ認められます。未納の方は、**令和4年8月31日までに納入**ください。

## 一般社団法人 日本家族心理学会 第4期役員選挙について

代議員の定数は、選挙規程第5条により「概ね正会員30名～40名の中から1名」となりますが、細則第4条2項の定めるところにより、当分の間は27名となります。任期は2年です。なお、今回選出された代議員の互選により、理事が選出されます。

代議員選挙は、会員の中から推薦（自薦および他薦）を受け付けた後、候補者の投票を行います。詳しくは同封の選挙規程をご覧ください。以下に、代議員選挙の実施方法について概略を示します。

### I. 選挙の流れ



### II. 候補者となるには

自薦（立候補）あるいは1名以上の有権者が推薦し被推薦人の同意を得た他薦が必要です。

### III. 投票

代議員名簿を基に選挙が実施され、以下の手続きで当選者が決まります。

- 1) 投票は、選挙台帳記載会員の互選により、2名連記・無記名で行われます。
- 2) 当選者の決定は得票順によります。
- 3) ただし、同点者が生じた場合は抽選によります。また、就任の辞退、病気や事故などにより代議員が欠けた場合は、次点得点者をもって補います。